

北上市告示甲第28号

北上市妊産婦及び乳児健康診査実施要綱（平成23年北上市告示甲第14号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

北上市長 高橋敏彦

改正前				改正後			
(受診票の交付) 第4 [略] 2 受診票の有効期間は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] 3 [略] 別表第2（第3、第5、第6関係）				(受診票の交付) 第4 [略] 2 受診票の有効期間は、次に掲げるとおりとする。 <u>ただし、早産その他の理由により受診票の有効期間が経過した後に健康診査を受診する必要があると市長が認めたときは、有効期間後においても使用することができる。</u> (1)～(4) [略] 3 [略] 別表第2（第3、第5、第6関係）			
	受診票区分	検査の時期	公費負担額		受診票区分	検査の時期	公費負担額
妊婦一般健康診査	第1回	[略]	円 <u>19,620</u>	妊婦一般健康診査	第1回	[略]	円 <u>19,590</u>
(子宮頸がん検診)	[略]			(子宮頸がん検診)	[略]		
	第8回	[略]	<u>7,440</u>		第8回	[略]	<u>7,390</u>

を除く。)	[略]			
	第10回	[略]		
		G B S 検査有	[略]	<u>12,250</u>
	第11回	G B S 検査有	[略]	<u>7,160</u>
		[略]		
[略]				
子宮頸がん検診		[略]	3,760	

[略]

様式第3号（第6関係）

[略]

[略]			
受診した内容等	[略]		
	産後健康 診査	<u>1回目</u>	[略]
		<u>2回目</u>	
	[略]		
[略]			

[略]

様式第4号（第6関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった健康診査に要した経費に対し、北上市妊産婦及び乳児健康診査実施要綱第7の規定により

を除く。)	[略]			
	第10回	[略]		
		G B S 検査有	[略]	<u>12,350</u>
	第11回	G B S 検査有	[略]	<u>7,260</u>
		[略]		
[略]				
子宮頸がん検診		[略]	<u>3,560</u>	

[略]

様式第3号（第6関係）

[略]

[略]			
受診した内容等	[略]		
	産後健康 診査	<u>産後2週</u>	[略]
		<u>産後1か月</u>	
	[略]		
[略]			

[略]

様式第4号（第6関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった健康診査に要した経費に対し、北上市妊産婦及び乳児健康診査実施要綱第6の規定により

、次のとおり交付します。

[略]

、次のとおり交付します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。